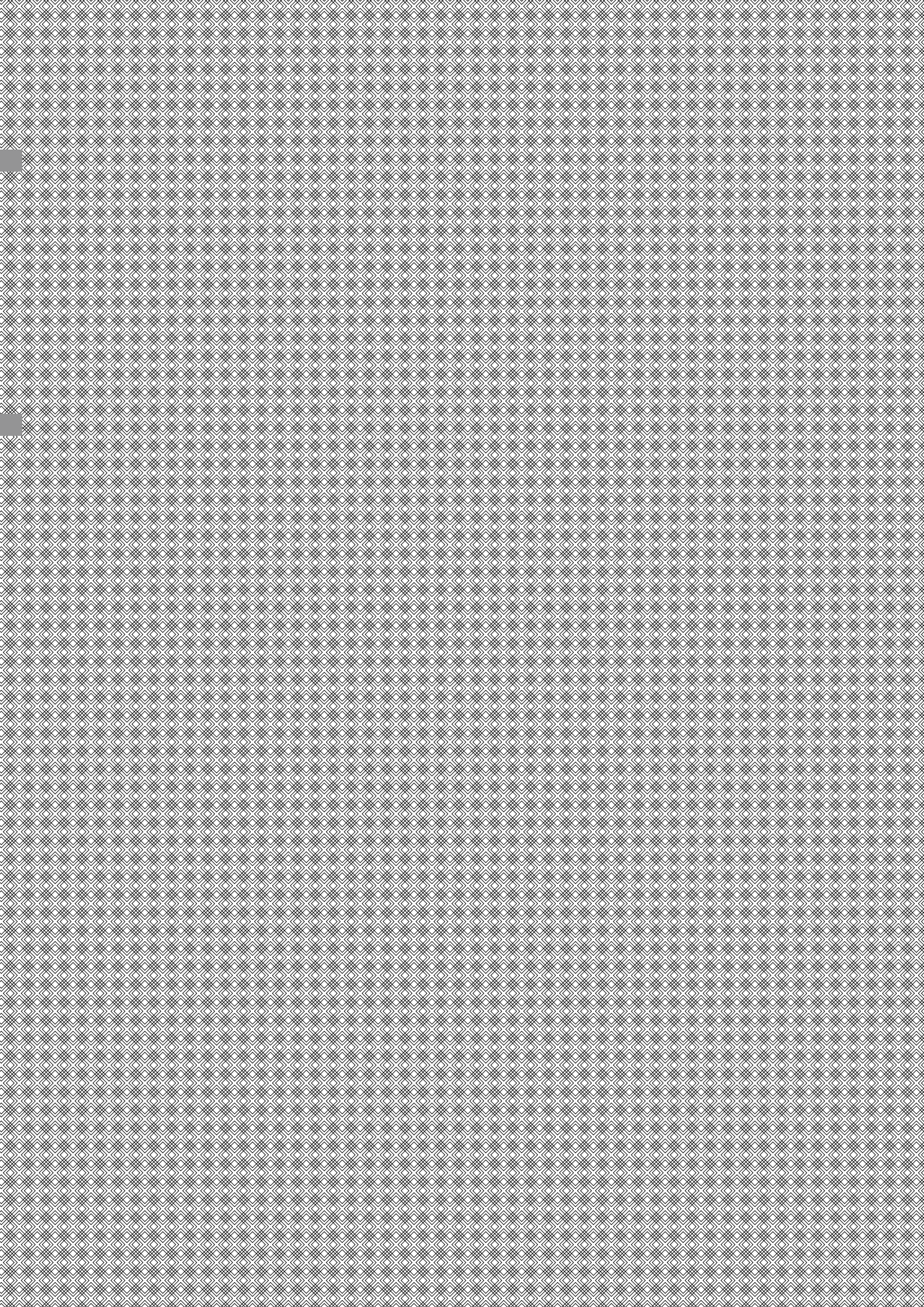


Z—73—E

相続税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること（途中退室）は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ（ボールペンを含む。以下同じ。）を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙（第一問用及び第二問用）に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和5年4月7日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「E 1～E 12」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点—

問 1 (25 点)

次の〔設例〕に基づき、以下の〔問〕に答えなさい。

〔設例〕

被相続人 A は、令和 5 年 8 月に死亡した。その配偶者 B 及び子 C は、次のとおり被相続人 A が所有していた宅地を相続により取得し、それぞれ、相続税の申告期限まで引き続き所有しており、かつ、相続開始直前に居住していた家屋に引き続き居住している。

	相続財産	相続開始直前における利用状況	取得者
①	甲宅地	被相続人 A の孫 D の居住の用に供されていた家屋の敷地	配偶者 B
②	乙宅地	被相続人 A 及び配偶者 B の居住の用に供されていた家屋の敷地	子 C
③	丙宅地	子 C の居住の用に供されていた家屋の敷地	子 C

(注 1) 上記の家屋は、いずれも、相続開始直前において被相続人 A が所有していた。なお、被相続人 A への家賃及び地代等の支払はなかった。

(注 2) 相続開始直前において、配偶者 B と子 C は被相続人 A と生計を一にしており、孫 D は被相続人 A と生計を別にしていた。

(注 3) これらの者は、全員が日本国籍を有しており、日本国外に住所を有していたことはない。

〔問〕

配偶者 B 及び子 C が取得したそれぞれの宅地が、小規模宅地等の特例(租税特別措置法第 69 条の 4)における特定居住用宅地等に該当するかどうか、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

問 2 (25 点)

次の〔設例〕に基づき、以下の(1)及び(2)の間に答えなさい。

〔設例〕

個人 X (居住者) が代表理事を務める一般社団法人 Z (内国法人) は、令和 2 年 6 月 1 日に、個人 X から現金 8,000 万円の贈与を、その配偶者 Y から現金 5,000 万円の贈与をそれぞれ受け、計 1 億 3,000 万円を取得した。

令和 5 年 9 月に個人 X は死亡した。一般社団法人 Z の理事は、相続開始直前まで、個人 X、配偶者 Y 及びこれらの者の子 2 人の計 4 人であり、相続開始時における一般社団法人 Z の純資産額は 4 億円であった。なお、個人 X の遺産はないものとする。

(1) 一般社団法人 Z の令和 2 年分の贈与税に関し、どのような課税関係が考えられるか、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

(2) 個人 X の相続に係る一般社団法人 Z の相続税に関し、どのような課税関係が考えられるか、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

〔第二問〕 — 50 点 —

被相続人甲の相続人及び受遺者(以下「相続人等」という。)の納付すべき相続税額を、次の【資料 1】～【資料 3】に基づき、答案用紙の「1 各相続人等の相続税の課税価格の計算」及び「2 納付すべき相続税額の計算」の指示に従って、それぞれ計算過程を明らかにして求めなさい。

なお、解答は、次の(1)～(6)に掲げる指示に従って行うこと。

- (1) 財産の評価に当たっては、令和 5 年 4 月 7 日現在の財産評価基本通達(令和 5 年 4 月 8 日以降に改正があった場合には、改正前の財産評価基本通達をいう。)に基づき評価する。
- (2) 課税価格の計算のうち、小規模宅地等の特例については、答案用紙の 1 (3)「小規模宅地等の特例の計算」欄に記入することとし、小規模宅地等の課税価格の合計額が最も少なくなる方法を選択するものとする。

なお、その特例の適用を受ける財産については、答案用紙 1 (1)「遺贈により取得した個々の財産の価額の計算」の「課税価格に算入される金額」欄には、その特例の適用を受ける前の評価額を記入する。

- (3) 取引相場のない株式の 1 株当たりの金額の計算については、答案用紙 1 (2)「遺贈により取得した個々の財産(取引相場のないH社株式)の価額の計算」欄に記入する。取引相場のない株式の評価上、類似業種比準方式により計算する場合の要素別比準割合及び比準割合は、それぞれ小数点以下 2 位未満を切り捨てて計算するものとし、比準要素等の金額の計算上、1 株当たりの年配当金額及び 1 株当たりの比準価額を計算する場合は 10 銭未満を、1 株当たりの年利益金額及び 1 株当たりの純資産価額を計算する場合は 1 円未満を切り捨てて計算するものとする。

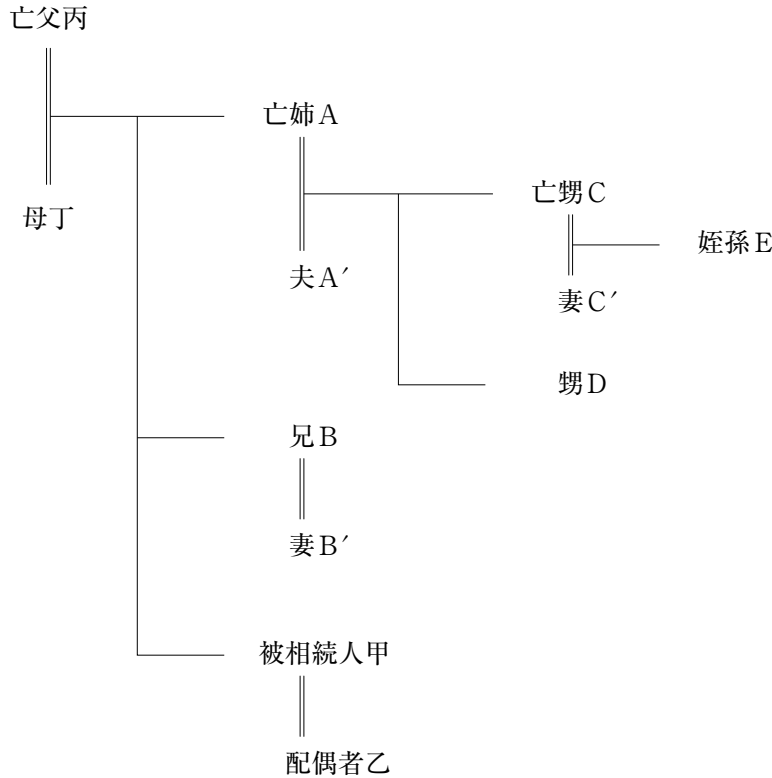
また、純資産価額方式を計算する場合の資産及び負債の金額は、千円未満を切り捨てて計算し、評価差額に対する法人税額等に相当する金額を計算する場合の率は 37 % とする。

なお、計算した 1 株当たりの株式の評価額は、1 円未満を切り捨てて計算するものとする。

- (4) 相続税の納税猶予の特例の適用を考慮する必要はない。
- (5) 各相続人等の課税価格に算入される金額の計算に当たって 2 以上の計算方法がある場合には、特に指示されている事項を除き、各相続人等の課税価格が最も少なくなる方法を選択するものとする。
- (6) 各相続人等の算出税額の計算に当たってのあん分割合は、端数処理の調整を行わずに計算するものとする。

【資料1】

- 1 被相続人甲は、令和5年(2023年)6月4日に入院中の病院で死亡し、相続人等は全員同日中にその事実を知った。
- 2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



- (注1) 被相続人甲は、相続開始時において、日本国籍を有しており、日本国内に住所を有していた。また、生前において日本国外に住所を有していたことはない。
- (注2) 相続開始時において、妻C'及び姪孫Eは、日本国籍を有しておらず、日本国外に住所を有していた。なお、妻C'及び姪孫Eは相続開始前10年以内に日本国内に住所を有していたことはない。妻C'及び姪孫E以外の相続人等は、相続開始時において、全員が日本国籍を有しており、日本国内に住所を有していた。
- (注3) 相続開始時において、姪孫Eは11歳(平成24年(2012年)4月13日生まれ)であり、姪孫E以外の相続人等は、全員が18歳以上である。
- (注4) 被相続人甲と配偶者乙は、平成14年(2002年)11月22日に婚姻した。
- (注5) 亡父丙、亡姉A、亡甥Cは、被相続人甲の相続開始前に死亡しており、各人の死亡についての相続税の課税関係は生じていない。
- (注6) 母丁は、被相続人甲に係る相続について、適法に相続の放棄をしている。

3 被相続人甲の遺産等(全て日本国内にある。)に関して判明している事項は次の(1)～(4)のとおりである。なお、被相続人甲は適法な手続により作成した公正証書遺言により、それぞれ以下のとおり受遺者に財産を遺贈しており、受遺者はいずれも遺贈の放棄をしていない。

宅地及び建物は全て、借地権の設定に際し、その設定の対価として通常権利金その他の一時金を支払う取引の慣行のある地域に所在しているものとし、借地権割合は50%、借家権割合は30%として計算するものとする。

(1) 宅地Fは、兄Bに遺贈する。

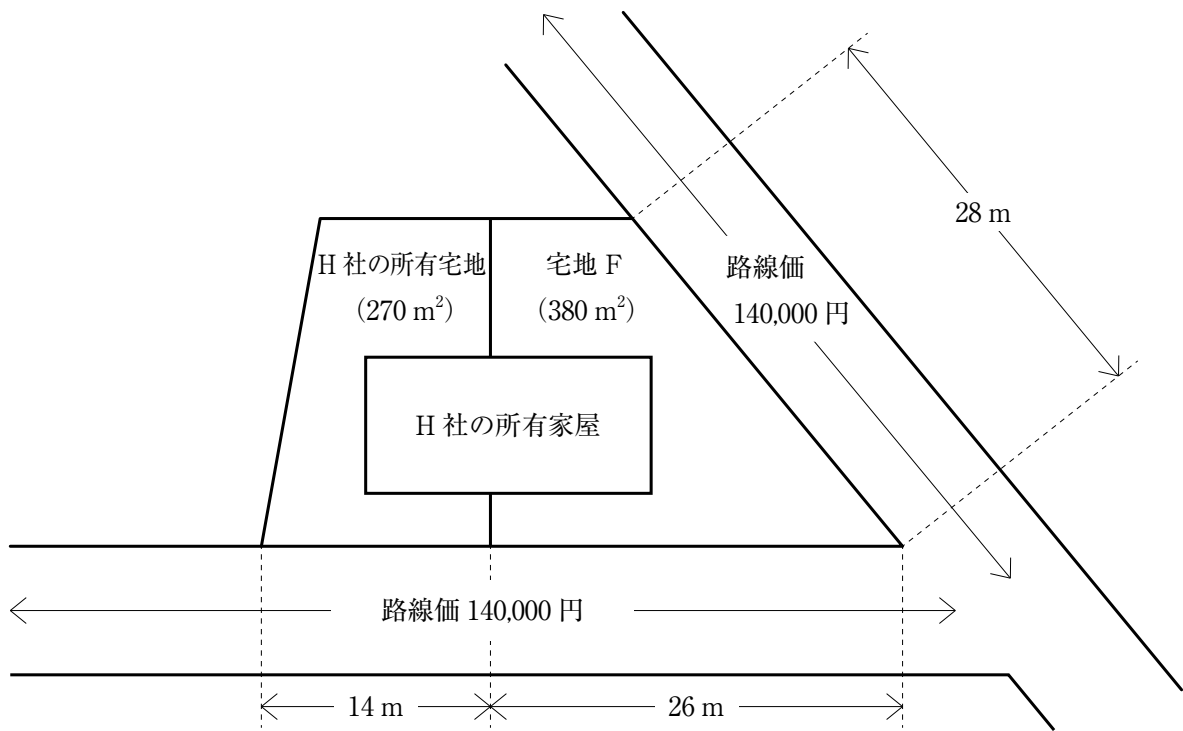
宅地Fは、三大都市圏にある路線価地域(普通商業・併用住宅地区)に所在し、その地形等は次のとおりであり、隣接する以下の(3)のH社の所有宅地とともに同社の所有家屋(同社の事業の用に供されている。)の敷地の用に供されている。宅地Fは、都市計画法に規定する市街化区域(同法に規定する近隣商業地域)に所在しており、容積率は200%となっている。

被相続人甲は、宅地Fを令和2年2月1日より賃貸借契約に基づきH社に対して継続的に貸し付けており、この賃貸借契約に際し、権利金の授受はなく、被相続人甲とH社の連名で「土地の無償返還に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に遅滞なく提出している。

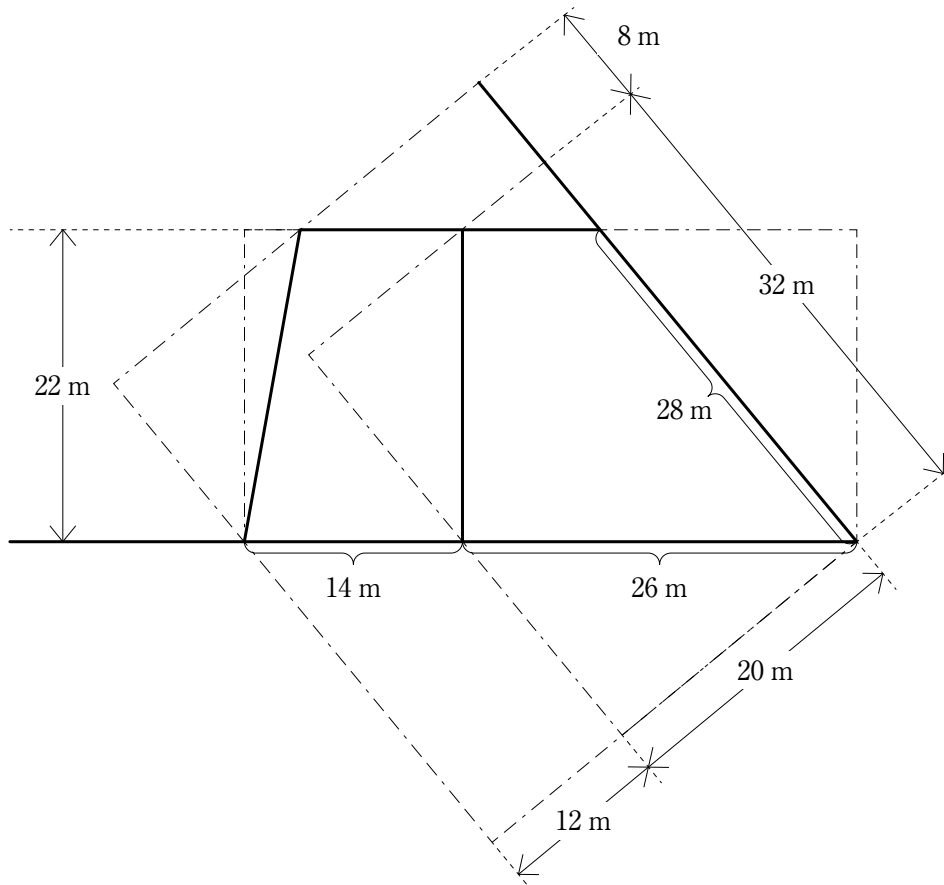
兄Bは、宅地Fを相続税の申告期限まで引き続き所有し、かつ、賃貸借を継続しており、また、H社も同期限まで引き続き同社の事業の用に供している。

なお、正面路線の判定に当たり、路線価に奥行価格補正率を乗じて計算した金額が同額となる場合には、路線に接する距離の長い方の路線を正面路線とするものとする。

① 宅地Fの地形等



② 宅地Fの地形等(考えられる想定整形地等)



(2) 宅地Gは、配偶者乙に遺贈する。

宅地Gは、倍率地域に所在しており、被相続人甲は、平成30年5月25日に第三者との間で借地借家法第23条の事業用定期借地権等に該当する借地権(設定期間20年)を設定して賃貸していた。評価に当たり必要な事項は次のとおりであり、課税上弊害がないものとして計算するものとする。

なお、配偶者乙は、宅地Gを相続税の申告期限まで引き続き所有し、かつ、賃貸借を継続している。

イ 借地権設定時の宅地Gの通常取引価額	20,000,000円
ロ 借地権設定時の宅地Gの自用地としての価額(相続税評価額)	16,000,000円
ハ 課税時期の宅地Gの通常取引価額	28,000,000円
ニ 課税時期の宅地Gの固定資産税評価額	20,000,000円
ホ 借地権設定時に借地権者に帰属する経済的利益の総額	3,000,000円
ヘ 課税時期における借地権の残存期間年数に応ずる基準年利率による複利年金現価率	14.137
ト 借地権の設定期間年数に応ずる基準年利率による複利年金現価率	18.508
チ 当該地域における固定資産税評価額に乗ずる倍率等(宅地)	1.1倍
リ 地積	400m ²

(3) H社株式1,900株は、兄Bに1,500株、甥Dに400株をそれぞれ遺贈する。

この株式の評価に当たり、必要な事項は次のとおりである。

イ H社(平成6年3月1日設立)の資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額をいう。以下同じ。)は、36,000,000円であり、発行済株式総数は10,000株である(全て普通株式であり、議決権は100株につき1個である。)

ロ H社の事業年度は1年で、決算期は2月末であり、休業中及び清算中ではない。

ハ H社は、舗装工事業(小分類「その他の総合工事業」に該当)を営む会社であり、その株式は「取引相場のない株式」、その評価上の区分は大会社として計算するものとする。

ニ 相続開始直前の株主の構成は次のとおりである。

株主の氏名等	所有株式数	株主の氏名等	所有株式数
兄B	2,600株	その他少数株主	2,500株
被相続人甲	1,900株	H社(自己株式)	1,000株
取引先I社	2,000株		
		合計	10,000株

(注) 被相続人甲、取引先I社及び「その他少数株主」は、相互に同族関係者に該当しない。

ホ 兄BはH社の代表取締役、被相続人甲は監査役であり、甥Dは、相続税の申告期限までにH社の取締役(H社は指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社ではない。)に就任した。

ヘ H社は令和5年2月期以前の3年間において配当をしていない。

ト H社の年利益金額は次のとおりである。

令和5年2月期 20,000,000円(注1)

令和4年2月期 △10,000,000円(注2)

令和3年2月期 8,000,000円

(注1) 保険解約による利益の金額45,000,000円が含まれている。

(注2) 発生した欠損金10,000,000円は翌期に繰り越されて損金の額に算入されている。

なお、令和4年2月期以前に損金の額に算入された繰越欠損金はない。

チ H社の利益積立金額は次のとおりである。

令和5年2月期 174,000,000円

令和4年2月期 167,000,000円

リ 類似業種比準価額の計算上の業種目及び業種目別株価等は次のとおりである。

(単位：円)

業種目	B 配当 金額	C 利益 金額	D 簿価 純資 産価 額	A(株価)【上段：各月の株価、下段：課税 時期の属する月以前2年間の平均株価】			
				令和4年 平均	令和5年 4月分	令和5年 5月分	令和5年 6月分
				中分類	小分類		
総合工事業	6.0	42	330	223	225	226	228
その他の総合 工事業	5.8	40	325	210	210	212	211

ヌ H社の課税時期における資産及び負債の額は、次のとおりである。

(単位：千円)

資産の部	相続税評価額	帳簿価額	備考
宅地	()	10,501	(イ)
借地権	()	0	(ロ)
J社株式	()	10,000	(ハ)
その他の資産	709,499	709,499	(ニ)

(単位：千円)

負債の部	相続税評価額	帳簿価額	備考
合計額	250,000	250,000	

- (イ) 宅地は、上記(1)の宅地Fに隣接するH社の所有宅地である。
- (ロ) 借地権は、上記(1)の宅地Fの賃貸借契約に関するものである。
- (ハ) J社株式の評価に当たり、必要な事項は次のとおりである。
- ① J社(平成20年5月1日設立)の資本金等の額は、10,000,000円であり、発行済株式総数は20,000株である(全て普通株式であり、議決権は1株につき1個である。)
 - ② J社の事業年度は1年で、決算期は3月末である。
 - ③ J社は、建築材料卸売業を営む会社であり、その株式は「取引相場のない株式」、その評価上の区分は小会社として計算するものとし、特定の評価会社には該当しないものとする。
 - ④ J社は、設立以来、H社に発行済株式の100%を保有されており、自己株式を有していない。
 - ⑤ J社の1株当たりの類似業種比準価額は1,250円である。
 - ⑥ J社の課税時期における資産及び負債の額は、次のとおりである。

(単位：千円)

	相続税評価額	帳簿価額
資産の部(合計額)	90,000	50,000
負債の部(合計額)	15,000	15,000

- (ニ) その他の資産には、上記(1)のH社の所有家屋を含み、土地等及び株式等は含まれていない。

- (4) K銀行本店の外貨普通預金50,000ドルは、甥Dに遺贈する。課税時期現在の既経過利子の額は少額なものであり、K銀行が店頭で公表する為替相場は次のとおりである。

	対顧客直物電信売相場	対顧客直物電信買相場
令和5年6月2日	1ドル 125.65円	1ドル 123.65円
令和5年6月3日	銀行休業日	銀行休業日
令和5年6月4日	銀行休業日	銀行休業日
令和5年6月5日	1ドル 123.13円	1ドル 121.13円

- 4 上記3の遺贈財産以外の被相続人甲の遺産(全て流動資産である。)は総額438,400,000円である。この遺産については、令和5年9月16日に共同相続人間で行われた遺産分割協議により、民法第900条(法定相続分)の規定による相続分に応じて各相続人が取得した。なお、兄Bは、取

得した遺産のうち1,000,000円をL市(居住する自治体ではない。)に申告期限までに適法に寄附している。なお、この寄附は、相続税の負担を不当に減少させるものとは認められない。

5 被相続人甲に係る未払医療費300,000円及び被相続人甲の葬儀に要した費用1,500,000円(中には通夜に係る飲食費50,000円及び香典返礼費用300,000円が含まれている。)について、配偶者乙、母丁で均等に負担した。

6 被相続人甲が契約していた生命保険契約(被保険者及び保険料負担者ともに被相続人甲である。)に基づき支払われる死亡保険金15,000,000円の受取人は、母丁が2分の1、甥D及び姪孫Eがそれぞれ4分の1に指定されている。

【資料2】 宅地の価額を求める場合における補正率等

1 奥行価格補正率表(抜粋)

普通商業・併用住宅地区

8 m以上 10 m未満	0.97
10 m以上 12 m未満	0.99
12 m以上 32 m未満	1.00
32 m以上 36 m未満	0.97
36 m以上 40 m未満	0.95
40 m以上 44 m未満	0.93

2 側方路線影響加算率表

地区区分	加算率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街地区	0.07	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.10	0.05
普通商業・併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区 中小工場地区	0.03	0.02
大工場地区	0.02	0.01

3 不整形地補正率を算定する際の地積区分表(抜粋)

地区区分 \ 地積区分	A	B	C
普通商業・併用住宅地区	650 m ² 未満	650 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上

4 不整形地補正率表(抜粋)

地区区分 地積区分 かげ地割合	普通商業・併用住宅地区		
	A	B	C
10 % 以上	0.99	0.99	1.00
15 % 以上	0.98	0.99	0.99
20 % 以上	0.97	0.98	0.99
25 % 以上	0.96	0.98	0.99
30 % 以上	0.94	0.97	0.98
35 % 以上	0.92	0.95	0.98
40 % 以上	0.90	0.93	0.97
45 % 以上	0.87	0.91	0.95
50 % 以上	0.84	0.89	0.93
以下省略			

5 規模格差補正率を算定する際の表(抜粋)

三大都市圏に所在する宅地

地区区分 記号 地積m ²	普通商業・併用住宅地区 普通住宅地区	
	Ⓑ	Ⓒ
500 以上 1,000 未満	0.95	25
1,000 以上 3,000 未満	0.90	75
3,000 以上 5,000 未満	0.85	225
5,000 以上	0.80	475

6 定期借地権等の目的となっている宅地を評価する場合の残存期間年数に応じた割合(抜粋)

残存期間年数	割合
10 年を超え 15 年以下の場合	15%
15 年を超える場合	20%

【資料3】 相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税 率 (%)	控 除 額	法定相続分に応ずる取得金額	税 率 (%)	控 除 額
10,000 千円以下	10	—	200,000 千円以下	40	17,000 千円
30,000 千円以下	15	500 千円	300,000 千円以下	45	27,000 千円
50,000 千円以下	20	2,000 千円	600,000 千円以下	50	42,000 千円
100,000 千円以下	30	7,000 千円	600,000 千円超	55	72,000 千円

